

旬刊 資産税広報

《主なもくじ》

●資産をめぐる税務

[問答式]

- シリーズ相続と贈与に関する税務 《配偶者の税額軽減の特例》
 - ▼遺言により妻の相続分が100分の60と指定があった場合の配偶者の税額軽減の特例 …… 2
- シリーズ譲渡に関する税務 《代物弁済》
 - ▼代物弁済予約に係る不動産をその予約に基づき代物弁済として債権者に譲渡した …… 4

◎読者からの緊急相談◎

- ▼3年以内に贈与を受けたため贈与加算の対象となった土地等の取得費加算の特例 …… 5

□判・審判事例特報

相続人名義預金に入金された資金及び上場株式の購入資金の運用から生じた化体財産は、過去に被相続人から相続人に贈与があったと認められるため、これらの資金に相当する預け金返還請求権は相続財産には当たらない …… 7

●ニュース

- 外務省／与党から反発／“原則西暦”からトーンダウン …… 16

資産をめぐる税務

問答式

■ シリーズ相続と贈与に関する税務

《配偶者の税額軽減の特例》

◆
遺言により妻の相続分が100分の60と指定があった場合の配偶者の税額軽減の特例

分が100分の60となっていることから、夫の遺産のうちの60%については、私が取得したものとして配偶者の税額軽減の適用を受けることができるでしょうか。

(東京都・I Sさん)

◇ 質 問 ◇

私の夫が死亡しましたが、夫は遺言を残しており、その遺言は各相続人の相続分を指定する内容のもので、各相続人の指定相続分は次のとおりです。

- ・妻 100分の60
- ・長男 100分の20
- ・次男 100分の10
- ・養女 100分の10

ところで、夫の遺産についての分割は、相続人間で協議が整っていないことから未分割のまま相続税の申告をすることになりますが、この場合、私の指定相続

◆ 回 答 ◆

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(注) この制度の対象となる財産には、仮装又は隠蔽されていた財産は含まれません。

- (1) 1億6,000万円
- (2) 配偶者の法定相続分相当額

この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されることになっています。したがって、相続税の申告期限までに分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。

ただし、相続税の申告書又は更正の請求書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割したときは、税額軽減の対象になります。

なお、相続税の申告期限から3年を経過する日までに分割できないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4か月以内に分割されたときも、税額軽減の対象になります。

配偶者に対する税額の軽減は、配偶者の課税価格について算出された相続税額から控除することになっていきますから、税額軽減も配偶者の課税価格に相当する金額に限られます。そして、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割されていない財産は、上記の「配偶者の課税価格に相当する金額」の計算の基礎となる財産には含まれないものとされています。

ところで、民法第902条第1項では、被相続人は遺言で、共同相続人の相続分を定めることができる旨定めています。

ご質問の場合にも、被相続人（あなたのご主人）は、この規定により相続分を指定したものと考えられますが、相続分の指定があったからといって、配偶者の取得財産が確定したことにはなりません。この場合にも、遺言書等がない場合と同様に遺産の分割があつてはじめて配偶者の取得財産が決定し、課税価格が計算されることになります。したがって、ご質問の場合にも指定相続分に基づく遺産分割協議が確定しない限り配偶者の税額軽減の規定は適用できないものと考えます。

なお、あなた（配偶者）に生命保険金等とみなす相続財産があれば、それについては配偶者の税額軽減の計算の基礎となる財産となります。

また、ご質問の場合は、遺産が未分割であることから相続税法第55条の規定に基づき法定申告期限までに申告することになりますが、この場合の各相続人の相続分は指定相続分によることになります。

参照条文＝相法19の2②、32、
相規1の6、16

-----◆参 考◆-----

・配偶者の法定相続分

被相続人の配偶者は常に相続人となります。しかし、他の相続人との関係で法定相続分は次のように変わります。

- ① 被相続人に子がいる場合は、法定相続人は配偶者と子になります。
法定相続分
・配偶者：1/2、
・子：1/2（1/2を子の人数で割る）
- ② 被相続人に子がいない場合は、法定相続人は配偶者と直系尊属（父母）になります。
・配偶者：2/3
・直系尊属：1/3（1/3を直系尊属の人数で割る）
- ③ 被相続人に子がおらず、直系尊属が全員亡くなっている場合は、法定相続人は配偶者と兄弟姉妹になります。
・配偶者：3/4
・兄弟姉妹：1/4（1/4を兄弟姉妹の人数で割る）

相続税の計算では、相続放棄はないものとみなします。例えば、子が全員相続を放棄して、配偶者と父母が相続することになっても、相続税の計算では配偶者の法定相続分は1/2のままで、2/3にはなりません。

◆
代物弁済予約に係る不動産
をその予約に基づき代物弁
済として債権者に譲渡した

◆ 質 問 ◆

私は、代物弁済予約に係る不動産をその予約に基づき、代物弁済として債権者に譲渡しました。この場合の譲渡所得の課税時期はどのように判定するのでしょうか。

(東京都・HS氏)

◆ 回 答 ◆

金銭による債務の弁済に代えて資産を債権者に引き渡し、債務を消滅させる行為を「代物弁済」といいます。

この代物弁済には、担保財産の所有権が債権者に移転すると同時に、債権者に対する債務が消滅するという経済的効果があります。したがって、消滅した債務の金額を譲渡収入金額として譲渡所得を計算することになります。ただし、このような代物弁済が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であ

り、強制換価手続を執行されることが避けられない事情の下において行われた任意の譲渡であって、その譲渡の対価をもって債務を弁済したものであれば、譲渡所得は課税されません。

ところで、代物弁済には「帰属清算型」と「処分清算型」があります。

「帰属清算型」とは、停止条件の成就又は予約完結権の行使によって、代物弁済の目的物の所有権を確定的に移転し目的物の価額が債権額を超える場合には、その超える部分の金額は清算金として債務者に交付（返還）することになる代物弁済をいいますので、この課税時期は、代物弁済として不動産を引き渡した時となります。

一方、「処分清算型」とは、債権者が目的物を換価処分したうえ、その換価代金をもって債権に充当し、その換価代金を超える場合にはその超える部分の金額は清算金として債務者に交付（返還）することになる代物弁済をいいますので、この課税時期は、債務者が目的の不動産を処分した時となります。

ご質問の場合の代物弁済が帰属清算型なのか処分清算型なのかは、事実認定の問題で、ご質問の文面だけでこれを判定することはできませんが、前者の場合は、代物弁済として不動産を引き渡した時、後者の場合は、債権者がその不動産を処分した時がそれぞれ課税時期になります。

参照条文＝所法36①、②、9①十

◎読者からの緊急相談◎

◇
3年以内に贈与を受けたため贈与加算の対象となった土地等の取得費加算の特例

4 相続人が相続により取得した後、共有物の分割をした土地
(東京都・HF氏)

◆ 回 答 ◆

相続又は遺贈（以下、相続等といいます）により財産を取得した個人が、その相続開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以降3年を経過する日までに、相続財産を譲渡した場合には、その納付すべき相続税額のうち一定の金額を、その譲渡した資産の取得費に加算して、その譲渡所得の計算上控除することができます（以下、取得費加算の特例といいます）。

（注）この特例は譲渡所得のみに適用がある特例ですので、株式等の譲渡による事業所得及び雑所得については、適用できません。

ところで、この取得費加算の特例の対象となる財産は、相続等により取得した財産に限られています。したがって、ご質問の1から4の土地が相続等により取得した財産に該当するかどうかということが問題となります。

それぞれの土地については、次のようになるものと考えます。

1の土地について

相続等により財産を取得した者が、その相続開始前3年以内にその相続等に係る被相続人等（遺贈者を含みます）から贈与により取

◇ 質 問 ◇

本年2月、父の死亡より私は、相続により財産を取得しましたが、相続した財産のほとんどが土地であるため、相続税の納付に当たりこの土地の譲渡を考えています。

ところで、相続又は遺贈により財産を取得した個人が、相続財産を譲渡した場合には、譲渡所得の金額の計算上、相続税額相当額をその譲渡した資産の取得費に加算する特例があるようですが、次のような土地はこの特例の適用が受けられるのでしょうか。

- 1 相続開始前3年以内に父から贈与を受けたため、相続税の課税価格に加算された土地
- 2 相続財産について換地処分等があったことにより取得した土地
- 3 相続財産を交換譲渡したことにより取得した土地

得した土地のうち、相続税法第19条の規定によって相続税の課税価格に加算された土地については、取得費加算の特例の適用がありません。

また、贈与について相続時精算課税の選択をした場合で、相続税法第21条の15、同21条の16により相続税の課税価格に加算された土地についても、取得費加算の特例の適用があります。

2の土地について

相続等により取得した土地について、土地区画整理法等に基づく換地処分等があった場合の換地取得資産等は、相続等により取得した土地ではありませんが、換地処分等による土地の譲渡は、任意の交換や買換えとは異なっており、相続人等の意思とは関係なく行われるものであり、また、換地処分等による土地の譲渡については、納税者（被相続人等）の選択の有無にかかわらず強制的に課税の繰延べの特例（措法33の3）が適用されることから、取得費加算の特例が適用される余地がなくなり、任意譲渡とのバランスを失することになります。

そこで、相続財産等に係る換地処分等によって取得した換地取得資産等を譲渡した場合には、取得費加算の特例の適用を受けることができるものとして取り扱われています。

3の土地について

相続等により取得した土地を任意の交換により譲渡し、所得税法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》の規定の適用を受けた場合には、その交換取得資産は相続等により取得した資産ではありませんから、交換取得資産を譲渡しても取得費加算の特例の適用を受けることはできません。

なお、相続等により取得した土地を任意の交換により譲渡し、①所得税法第58条の規定の適用を受けない場合又は②所得税法第58条の規定を受けた場合でも交換差金を収受している場合で、交換譲渡資産の譲渡収入金額がその取得費を上回る場合には、譲渡所得の金額の計算は売買により譲渡した場合と変わらないことから、取得費加算の特例の適用を受けることができます。

4の土地について

共有物の分割は、一般に、共有持分の交換による譲渡であると考えられています。しかし、譲渡所得の取扱いにおいては、その経済的実態に着目して、共有している土地を共有持分に応じた面積により分割した場合又は分割後の各々の土地の価額の比により分割した場合には、その分割による土地の譲渡はなかったものとして取り扱うこととされています。

このように譲渡所得の取扱いでは、共有物を分割した場合には、原則として、その分割による譲渡はなかったものとされますので、相続により共有で取得した土地を分割して単独所有とした土地は、相続等により取得した土地と同様に考えてよいものと思われます。

ご質問のように、相続により共有で取得した土地を共有物分割により単独所有とした後にその土地を譲渡した場合には、他の要件を満たす限り、取得費加算の特例の適用を受けることができるものと考えます。

参照条文＝措法39①②、措通39-3、
所基通33-1の6、民法256



判・審判事例特報

相続人名義預金に入金された資金及び
上場株式の購入資金の運用から生じた
化体財産は、過去に被相続人から相続
人に贈与があったと認められるため、
これらの資金に相当する預け金返還請
求権は相続財産には当たらない

----- 全部取消し -----

〔国税不服審判所＝平成30年8月22日
・裁決〕

問題 《事 実》

本件不動産は、妻子がS国へ出国して
以降、居住の用に供されていなかった

(1) 事案の概要

被相続人であるH（以下、本件被相続人という）の共同相続人である審査請求人F、同G及び同D（以下、順に請求人F、請求人G及び請求人Dといい、3名を併せて請求人らという）が、原処分庁から、請求人D名義の

預金口座に入金された資金及び上場株式の購入資金に相当する預け金返還請求権が本件被相続人の相続財産であるなどとして、相続税の更正処分等を受けたため、当該各資金は本件被相続人から請求人Dに過去に贈与されたものであるから相続財産には当たらないとして、当該更正処分等の全部又は一部の取消しを求めた。

(2) 基礎事実

イ 本件被相続人の親族関係等

平成26年12月〇日（以下、本件相続開始日という）に死亡した本件被相続人（昭和〇年〇月〇日生）の相続（以下、本件相続という）に係る共同相続人は、本件被相続人の配偶者である請求人F、長女である請求人G及び長男である請求人D（昭和〇年〇月〇日生）の3名である。

ロ 本件被相続人及び請求人Dの経歴等

(イ) 本件被相続人は、昭和59年頃に〇〇を退職した。その後、K社の代表取締役就任した。また、本件被相続人は、昭和62年9月〇日に設立されたM社（平成18年5月1日以後は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条第1項の規定により株式会社として存続する特例有限会社）（以下、本件会社という）の代表取締役に就任した。

(ロ) 請求人Dは、昭和59年に就職し、平成2年にD県勤務となるまでは、e市内にある本件被相続人の自宅で、本件被相続人及び請求人Fと同居していた。その後、請求人Dは、平成18年に再びe市勤務となるからは、請求人Dの家族とともに、本件被相続人の自宅の隣に建築した建物（以下、本件自宅という）で居住している。

ハ 本件会社の概要

本件会社は、e市f町〇ー〇を本店所在地、土地建物の所有及び賃貸並びに有価証券の保有及び運用等を目的とし、上場株式を現物出資するなどして設立された法人である。

なお、設立当初における取締役には、本件被相続人、請求人F及び請求人Dの3名が就任した。

ニ 請求人D名義の預金口座への入金等

(イ) 請求人D名義のJ銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇。以下、本件預金口座という）に、昭和62年6月26日から平成4年7月24日までの間に、N証券から計31,173,797円、P証券から計2,088,046円、Lの〇〇貯金の解約金から計11,685,108円、Q証券から4,486,400円及びR社の株式売却代金766,258円の合計50,199,609円が入金された（以下、入金された50,199,609円を本件入金資金という）。

(ロ) 請求人D名義で昭和62年6月26日までに、S社の株式3,000株が4,971,340円で購入された（以下、当該株式3,000株を本件S社株式、その購入資金4,971,340円と本件入金資金50,199,609円との合計55,170,949円を本件資金という）。

ホ 本件相続開始日現在において、本件資金が原資となった資産（後記《結論》の(1)のニ参照）が請求人Dに帰属することについては、請求人らと原処分庁の双方に争いはない。

(3) 審査請求に至る経緯

イ 請求人らは、本件相続に係る相続税（以下、本件相続税という）について、法定申告期限までに申告した。

上記申告書には、平成27年9月5日付の「遺産分割協議書」（以下、本件分割協議書という）が添付されており、そこには、本件分割協議書に記載のない本件被相続人の資産及び負債は、請求人Fが相続する旨記載されている。

ロ 原処分庁は、上記イの申告に含まれていない次の(イ)ないし(ハ)の各財産は、本件相続に係る相続財産であり、本件分割協議書にこれらの財産が記載されていないことなどから、いずれも未分割財産であるとして、平成29年6月30日付で、請求人らに対し、本件相続税の各更正処分（以下、本件各更正処分という）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、本件各賦課決定処分という）をした。

(イ) 本件資金に相当する金額（以下、本件資金相当額という）の預け金返還請求権55,170,949円

(ロ) 未収入院給付金420,000円（以下、本件給付金という）

本件給付金は、本件被相続人を契約者及び主たる被保険者として、T生命との間で締結した生命保険契約に基づき支払われるべき入院給付金である。

なお、請求人Fは、平成27年1月20日に、本件給付金の支払を受けた。

- (ハ) 生命保険契約に関する権利138,595円
(以下、本件解約返戻金請求権という)

本件解約返戻金請求権は、本件相続開始日現在において、上記(ロ)の生命保険契約を解約するとした場合に解約返戻金の支払を求めることができる権利である。

なお、当該生命保険契約の契約者は、平成27年1月20日に、請求人Fに変更された。

- ハ 請求人らは、本件資金相当額の預け金返還請求権は存在せず、本件給付金及び本件解約返戻金請求権は請求人Fが相続した財産(分割財産)であるから、本件相続税に係る請求人らの各納付すべき税額は、「審査請求」欄の各「納付すべき税額」欄に記載の金額になるとして、①本件各更正処分については、請求人Fはその全部の取消しを、請求人Gは123,488,500円を超える部分の取消しを、請求人Dは188,273,300円を超える部分の取消しを求め、②本件各賦課決定処分については、いずれもその全部の取消しを求めて、平成29年9月27日に、それぞれ審査請求をするとともに届け出た。

- (4) 争点

本件資金相当額の預け金返還請求権があるか否か。

請求人らの主張

事情を勘案して、海外駐在期間中は譲渡前3年内の期間計算より除外すべき

以下のとおり、請求人Dは、本件被相続人から、本件資金の原資を幼少の頃より一貫して贈与を受けてきたのであり、本件資金も請求人Dに帰属するものであるから、本件被相続人は、請求人Dに対し、本件資金相当額の預け金返還請求権を有していない。

- (1) 本件資金の原資は、請求人Dが幼少の頃より本件被相続人から贈与を受けたものである。

そして、請求人Dは、昭和59年に就職すると同時に、請求人D名義の証券口座や預貯金などを管理運用するようになっており、本件会社の株式(平成18年5月1日より前は「出資」、以下同じ。)へ運用替えしたのも、請求人Dの判断に基づいたものである。

なお、請求人Dの財産の管理運用を本件被相続人が行っていた旨を請求人Dが申述したとする原処分庁の主張部分は誤りである。すなわち、当該申述は、原処分庁所属の調査担当職員から本件被相続人の財産の管理運用方法について問われたため、本件被相続人が管理運用していた旨回答したにすぎない。

- (2) 本件被相続人は、〇〇を退職してからの管理記録及び贈与記録は保管していたが、多忙な〇〇時代の贈与については、記録及びそのことを証明する贈与税の申告書を残していなかったにすぎない。請求人Dにおいても、幼少の頃に本件資金の原資を贈与してもらったことは記憶している。

また、①平成3年から本件相続開始日の間にも、本件被相続人は、請求人Dに対して、総額1億円を超える財産を贈与してい

たこと、②本件被相続人が毎年作成していた「総括表」と題する書面には、本件被相続人の財産として本件資金相当額の預け金返還請求権は記載されていないこと、③請求人Dは、本件資金を原資に取得された本件会社の株式から発生した配当金を取得していたが、それでも、本件被相続人から、当該預け金返還請求権について返済を求められたことがないことからすれば、本件被相続人も、本件資金の原資は、請求人Dに贈与されたものと認識していたことは明らかである。

原処分庁の主張

海外駐在であるか否かにかかわらず本件特例の適用を受けることはできない

以下のとおり、本件資金の原資は本件被相続人に帰属するものと認められ、また、本件被相続人と請求人Dとの間で贈与やその他の債権債務関係があったとは認められないことからすると、請求人Dには本件資金の給付を受けるべき法律上の原因はないため、本件被相続人は、請求人Dに対し、本件資金相当額の預け金返還請求権（不当利得返還請求権）を有している。

(1) 本件資金は、その後、本件会社に現物出資された上場株式の取得原資に充てられているところ、当該取得原資について、本件被相続人が本件預金口座で運用した金銭であり、本件被相続人が請求人Dのために貯めていた金銭である旨を請求人Dが申述したこと、そして、上記の上場株式の購入手続やその資金の用意などの財産の管理・運用を本件被相続人が行っており、自身は

その詳細を覚えていない旨を請求人Dが申述したことからすると、本件資金の原資は、本件被相続人が自らの財産を管理運用したものであることが認められる。

(2) 本件被相続人が、本件資金を請求人Dに対し贈与する意思を表示したという客観的な証拠はなく、また、請求人Dにおいても、贈与を受けた詳細についての具体的な記憶がないことから、本件資金に係る贈与があったとは認められない。

結論 《裁 決》

本件特例の適用範囲を明確にするという趣旨に照らし、形式的に計算すべき

(1) 認定事実

請求人ら提出資料、原処分関係資料並びに審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 本件被相続人、請求人ら及び本件会社の各名義の財産の管理運用等

(イ) 本件被相続人名義の財産の額は、昭和50年時点で約2億8,000万円、請求人Dが就職した翌年の昭和60年時点で約8億5,000万円であった。

(ロ) 本件被相続人は、本件被相続人、請求人D及び請求人F（以下、請求人Dと請求人Fを併せて請求人Dらという）並びに本件会社の各名義の資産及び負債（以下、当該各名義の資産及び負債を併せて本件財産という）について、「H収資推移」（「収資は原文ママ）、「総括表」及び「〇〇ファミ

リー総資産」などと題する各書面等（以下、本件各書面等という）に、当該各名義別に、年ごとの財産の運用状況等を記録していた。

(ハ) 上記(ロ)の総括表は、本件被相続人が、昭和59年から平成12年までの各年における本件財産の状況について、本件被相続人、請求人Dら及び本件会社の各名義別に、資産及び負債の種類ごとに区別して記載したものである（以下、この総括表を本件総括表といい、当該各年の総括表を本件各総括表という）。ただし、平成8年から平成12年までの本件総括表には、請求人Dらの各名義の記載はなく、本件被相続人及び本件会社の各名義別に記載されている。

このうち、平成6年の本件総括表には、「特記事項」欄に本件被相続人が本件会社の株式を請求人Dの配偶者である〇〇に贈与した旨の記載がされているものの、「貸借対照表」欄の「M社株」欄には、請求人Dの資産として記載されている。一方、婚姻により転居した請求人Gについては、本件各総括表には請求人G名義での資産及び負債のいずれも記載はなく、例えば、平成5年の本件総括表の「特記事項」欄に、請求人Gに対して本件被相続人が住宅取得資金を贈与した旨の記載がされているだけである。

また、昭和60年及び昭和63年ないし平成12年までの本件総括表の「純収入用途」欄には、名義ごとの収入合計を合算した金額の用途が、「支出」欄や「運用」欄に名義ごとに区別されることなく記載されている。

(ニ) 昭和62年及び昭和63年の本件総括表には、請求人Dが、上場株式を本件会社に現物出資した旨、平成2年の本件総括表には、本件被相続人が所有する本件会社の株式を請求人Dへ譲渡した旨の記載があるが、他方で、本件各総括表のいずれにおいても、

本件被相続人の資産には、請求人Dに対する預け金又はこれに類似する内容の資産の記載はなく、その他の本件各書面等においてもそのような記載はない。

(ホ) 本件預金口座の入出金は、その預金通帳により、昭和58年1月29日以降のものが確認できるところ、当該各預金通帳には、平成17年11月9日までの主な入出金について、本件被相続人による「〇〇」等の入金原資や「贈与税」等の出金後の使途等に係るメモ（以下、本件入出金メモという）が記載されていた。

なお、請求人Dが本件自宅に居住するようになった平成18年以降の入出金については、本件被相続人によるメモ書はない。

ロ 本件入金資金の原資

本件入金資金の入金元等は〇〇のとおりであるが、その原資については、①N証券、P証券及びQ証券からの各入金は、その振込原因等が明らかでなく、Lの〇〇貯金の解約金のうち、平成2年4月13日の6,430,440円及び同年8月1日の2,137,662円の各入金額は、請求人D名義の〇〇貯金を解約した資金を入金していることが確認できたが、残りの〇〇貯金の名義は明らかでなく、3R社の株式売却代金であることは判明しているものの、その株式の名義は明らかでない。

ハ 本件S社株式の購入資金の原資

本件S社株式の購入資金の原資については、その内容等が明らかでない。

ニ 本件資金の運用状況等

(イ) 本件入金資金は、請求人Dの勤務先からの給与の入金、証券会社からの入金及び本件預金口座の預金通帳の「摘要」欄に「テイキョキン」と記載された入金と合わせて、

主として、①上場株式（U社、V社及びJ銀行の各株式）の購入資金（以下、本件上場株式購入資金という）に充てられ、当該上場株式を本件会社へ現物出資することにより、請求人D名義の本件会社の株式として運用されているもの、②本件被相続人から本件会社の株式を譲り受けるための資金（以下、本件株式譲受資金という）に充てられ、請求人D名義の本件会社の株式として運用されているもの、③請求人D名義の〇〇貯金（以下、本件〇〇貯金という）として運用され、平成18年4月及び5月に、それまでに生じた利息とともに本件預金口座に入金された後、本件自宅の建築資金に充てられているものに分類される。

なお、平成3年以降、請求人Dの勤務先からの給与は本件預金口座には入金されていない。また、請求人Dは、D県勤務中の生活費は社内預金で賄っていた。

- (p) 本件預金口座の預金通帳及び届出印は、請求人Dがd県勤務となった平成2年から本件自宅に居住するようになった平成18年までの間は、本件被相続人の自宅の金庫に保管され、その間における当該預金通帳の記帳は本件被相続人によって行われていたほか、本件入出金メモには、「V社買」（昭和62年7月30日にした3,881,080円の出金に係る記載）、「U社、X社買」（昭和62年7月7日にした14,481,890円の出金に係る記載）など、本件上場株式購入資金として出金した旨が読み取れる記載、「M社株買」（平成2年8月20日にした34,373,000円の出金に係る記載）という本件株式譲受資金として出金した旨が読み取れる記載及び「〇〇貯金」（平成3年10月31日にした4,000,000円の出金に係る記載）など、本件〇〇貯金として運用するために出金した旨が読み取れる記載がある。

その後、請求人Dは、平成18年にe市勤務となり、本件自宅に居住してからは、本件預金口座の預金通帳及び届出印を本件自宅で保管するようになった。

- (h) 本件S社株式は、上記(i)の①の上場株式と同様、本件会社へ現物出資され、請求人D名義の本件会社の株式として運用された（以下、当該株式と上記(i)の①及び②の請求人D名義の本件会社の株式を総称して本件株式、本件株式と上記(i)の③の〇〇貯金を併せて本件化体財産という）。
- (ニ) 本件会社は、〇〇の資産を管理する目的で、本件被相続人が発案し設立したものであり、本件会社の設立当初の定款（昭和62年9月3日付）、社員総会議事録（昭和63年2月22日開催）及び臨時社員総会議事録（平成2年8月13日開催）には、それぞれ上記(i)の①の当該現物出資及び上記(i)の②の本件被相続人から請求人Dに対する本件会社の株式の譲渡があった旨の記載とともに、本件被相続人及び請求人Dの記名・押印がある。

ホ 本件会社の配当金の申告状況等

本件会社では、平成13年から平成26年までの間、平成22年を除いた各年に剰余金の配当を実施している。また、少なくとも平成19年ないし平成21年及び平成26年の各年9月に開催された各株主総会の議事録には、それぞれ剰余金の配当を決議した旨の記載とともに、本件被相続人及び請求人Dの記名・押印がある。

請求人Dは、少なくとも平成21年分及び平成23年分ないし平成26年分の所得税又は所得税及び復興特別所得税の申告において、本件会社から本件預金口座に振り込まれた配当金を配当所得として申告していた。

へ 本件被相続人から請求人Dに対する贈与「H贈与（～2014）」と題する書面には、平成3年から平成26年までの間に、本件被相続人から請求人Dに対して総額1億1,000万円を超える土地、本件会社の株式及び現金等が贈与されていた旨が記載されており、少なくとも、平成3年分及び平成7年分ないし平成25年分（平成16年分及び平成20年分を除く）の贈与税の各申告内容が確認できたが、その財産の中には、本件資金や原処分庁の主張する本件資金相当額の預け金返還請求権（不当利得返還請求権）は含まれていない（なお、本件被相続人は、平成17年には、請求人Dに対し、700万円の現金を贈与し、それは本件自宅の建築資金に充てられた）。

(2) 検討

イ 資産の帰属の認定について

資産の帰属を認定するに当たっては、その名義が重要となることはもちろんであるが、他人名義で資産の取得をすることも特に親族間においてはみられることからすれば、その取得の原資を出捐したのは誰か、その資産の取得を意思決定し、実際に手続を行ったのは誰であるか、その管理運用を行っていたのは誰であるか等や、その名義と実際に管理運用している者との関係を総合考慮して判断するのが相当である。

ロ 本件資金の管理運用等の状況からの検討

(イ) 本件被相続人は、少なくとも平成7年までの間、本件総括表に、請求人Dらの財産を各人別に記載していた（上記(1)のイの(ハ)）。

(ロ) また、本件被相続人は請求人Dが昭和59年に就職する以前から平成17年11月9日までの間、本件預金口座の預金通帳に本件入出金メモを記載しており（上記(1)のイの

(ホ)）、本件入出金メモには本件入金資金のその後の用途についての記載もある（上記(1)のニの(ロ)）。

(ハ) さらに、本件預金口座の預金通帳及び届出印は、少なくとも、請求人DがD県勤務となった平成2年から本件自宅に居住するようになった平成18年までの間は、本件被相続人の自宅の金庫に保管され、当該預金通帳の記帳や本件入出金メモの記載は本件被相続人が行っていたこと（上記(1)のニの(ロ)）や、d県勤務中の請求人Dの生活費は請求人Dの社内預金によって賄われていたこと（上記(1)のニの(イ)）からすれば、本件預金口座の入出金を請求人Dが自ら行っていたとは認め難い。

(ニ) 上記(イ)ないし(ハ)のことからすると、平成18年に請求人Dがe市勤務となり本件自宅に居住し、本件預金口座の預金通帳及び届出印を本件自宅ですら管理するようになるまでの間は、本件資金について、本件被相続人が管理運用していたものと認めるのが相当である。

ハ 本件資金の原資の帰属について

上記(1)のロ及びハのとおり、本件資金の原資の一部については、その名義は判明しているものの、残りの原資に至っては、その名義すら判明していない。

しかしながら、資産の帰属の認定に当たっては、上記イのとおり、その管理運用を行っていたのは誰であるか等やその名義と実際に管理運用している者との関係などを総合考慮して判断すべきものであるところ、上記ロの(ニ)のとおり、本件資金の管理運用は本件被相続人が行っていたほか、本件預金口座及び本件S社株式の名義は本件被相続人の長男である請求人Dであること、本件資金は約5,500万円と多額であること、上記(1)のイの(イ)の

とおり本件被相続人は多額の財産を有していたこと、本件被相続人以外の第三者（請求人Dを含む）が本件資金の形成に関与したことをうかがわせる事情は認められないことなどからすると本件資金の原資は本件被相続人に帰属する財産であったとみるのが自然である。

ニ 本件化体財産の帰属について

(イ) 上記ハのとおり、本件資金の原資は、本件被相続人に帰属する財産であったと認められ、上記ロの(ニ)のとおり、本件資金の管理運用は本件被相続人が行っていたものと認められることから、上記(1)のニの本件資金の運用から生じた本件化体財産は、本件化体財産が生じた時点では、本件被相続人に帰属していたものと認められる。

(ロ) しかしながら、その後、本件化体財産は本件相続開始日現在において請求人Dに帰属している（前記《基礎事実》のホ）。そして、①本件被相続人が平成17年に請求人Dに対して本件自宅の建築資金として700万円を贈与していること（上記(1)のヘ）、②請求人Dが本件自宅を建築する際、本件化体財産の一部である本件〇〇貯金がその建築資金に充てられていること（上記(1)のニの(イ)）、③請求人Dが本件自宅に居住するようになった平成18年以降、本件預金口座の預金通帳及び届出印を請求人Dが自身で管理するようになったこと（上記(1)のニの(ロ)）及び④請求人Dの本件株式の配当金に係る所得税又は所得税及び復興特別所得税の申告状況（上記(1)のホ）などを総合的に考慮すれば、本件化体財産の帰属は、平成18年頃に、贈与により請求人Dに移転したものとみるのが相当である。

ホ 本件資金相当額の預け金返還請求権の存否等について

上記ロ及びハのとおり、本件資金及び本件資金の原資の管理運用は、本件被相続人が行っていたものであり、そうであれば、本件入金資金を本件預金口座に入金したり、その後、請求人D名義の上場株式の購入資金に充てたりしたことは、本件財産の管理運用の一環として、請求人Dの名義で本件被相続人が実質的に行っていたものと認められること、上記ニの(ロ)のとおり、平成18年頃に本件化体財産は本件被相続人から請求人Dに贈与されていたことからすれば、そもそも本件資金相当額の預け金返還請求権は存在はおろか発生していたとすらいえない。

したがって、これに反する原処分庁の主張は採用できない。

なお、上記ニの(ロ)のとおり、本件化体財産の贈与がされたのは、平成18年頃であることからすれば、相続税法第19条《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》の適用も問題となることはない。

ヘ 請求人らの主張について

請求人らは、前記「請求人ら」欄のとおり、請求人Dは本件被相続人から本件資金の原資を幼少の頃から一貫して贈与を受けてきたものであること、請求人Dは、昭和59年に就職すると同時に請求人D名義の預貯金等の管理運用をするようになったことから、本件資金も請求人Dに帰属するものである旨主張する。

しかしながら、①本件資金の原資の贈与については、これを裏付ける的確な証拠はなく、かえって、本件被相続人が本件資金の原資を管理運用していたこと等の各事情に照らせば、本件資金の原資は、本件被相続人に帰属する財産であると認められる（上記ハ）。また、②本件預金口座の預金通帳には、昭和58年1月29日から平成17年11月9日までの間、継続して本件入出金メモがあること等の各事情に

照らせば、本件預金口座の管理運用を請求人Dが行っていたとは認められない(上記ロ)。

したがって、この点に関する請求人らの主張は採用できない。

(3) 本件各更正処分の適法性について

イ 上記(2)のホのとおり、本件資金相当額の預け金返還請求権が発生していたとは認められない。

ロ また、前記《審査請求に至る経緯》のロのとおり、原処分庁は、本件給付金及び本件解約返戻金請求権について、本件分割協議書に記載された相続財産の中に含まれていないことから、いずれも未分割財産であると認定した。

しかしながら、①前記《審査請求に至る経緯》のイのとおり、本件分割協議書には、本件分割協議書に記載のない本件被相続人の資産及び負債は、請求人Fが相続する旨記載されていること、②前記《審査請求に至る経緯》のロの(ロ)のとおり、請求人Fが本件給付金を受領していること、③前記《審査請求に至る経緯》のロの(ハ)のとおり、本件解約返戻金請求権に係る保険契約者は、本件相続開始日以後に、請求人Fに変更されていることからすれば、請求人Fが相続した財産(分割財産)と認めるのが相当である。

ハ 上記イ及びロの判断を前提として、本件相続税に係る請求人らの各納付すべき税額を計算すると、請求人Fの納付すべき税額は〇〇〇〇円、請求人G及び請求人Dの各納付すべき税額は、更正処分における各納付すべき税額をいずれも下回ることとなる。

なお、本件各更正処分のその他の部分については、請求人らは争わず、審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、請求人Fに対する更正処分については、その全部を取り消し、請求人G及び請求人Dに対する各更正処分については、いずれもその一部を取り消すべきである。

(4) 本件各賦課決定処分の適法性について
イ 上記(3)のハのとおり、請求人Fに対する更正処分については、その全部を取り消すこととなるから、請求人Fに対する過少申告加算税の賦課決定処分についても、その全部を取り消すべきである。

ロ 上記(3)のハのとおり、請求人G及び請求人Dに対する各更正処分については、いずれもその一部を取り消すこととなるから、過少申告加算税の計算の基礎となるべき税額はそれぞれ〇〇〇〇円となる。

これに基づいて、国税通則法(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ)第65条《過少申告加算税》第1項の規定により過少申告加算税の額を計算すると、いずれも〇〇〇〇円となるが、その額が5,000円未満であるため、同法第119条《国税の確定金額の端数計算等》第4項の規定により、全額を切り捨てることとなる。

したがって、請求人G及び請求人Dに対する過少申告加算税の各賦課決定処分は、いずれもその全部を取り消すべきである。

(5) 結論

以上によれば、審査請求には理由があるから、原処分の全部又は一部を取り消すこととする。

《参照条文等》＝相続税法第2条

